

# 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

燕市屋内こども遊戯施設（うさぎもちハレラテつばめ）  
指定管理者 輝く燕こどもみらいグループ

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、新潟県警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を燕市屋内こども遊戯施設指定管理者（以下「指定管理者」という。）から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

## 記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。)(本書提出日から暴力団員でなくなった日までの期間が5年を経過しない者を含む。)
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)～(8)までに掲げるもの(以下「暴力団員等」という。)を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、指定管理者に報告し、警察に通報します。